

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案新旧対照条文
 ○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（禁止行為）</p> <p>第三十七条の三 何人も、<u>港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域</u>（これらのうち、<u>港湾施設の利用、配置その他の状況により、港湾の開発、利用又は保全上特に必要があると認めて港湾管理者が指定した区域に限る。</u>）内において、みだりに、船舶その他の物件で<u>港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならない。</u></p> <p>2・3（略）</p> <p>（港湾環境整備負担金）</p> <p>第四十三条の五 <u>国土交通大臣又は港湾管理者は、その実施する港湾工事は改良するものに限る。</u>）で、<u>港湾の環境を整備し、又は保全すること</u>を目的とするもの（<u>公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する公害防止事業であるものを除く。</u>）が、<u>港湾区域又は臨港地区内にある工場又は事業場についてその環境を保全し、又はその立地若しくはその事業活動に伴う当該工場若しくは事業場の周辺地域の生活環境の悪化を防止し、若しくは軽減することに</u></p>	<p>（禁止行為）</p> <p>第三十七条の三 何人も、<u>港湾区域</u>（<u>港湾施設の利用、配置その他の状況により、港湾の開発、利用又は保全上特に必要があると認めて港湾管理者が指定した区域に限る。</u>）内において、みだりに、船舶その他の物件で<u>港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならない。</u></p> <p>2・3（略）</p> <p>（港湾環境整備負担金）</p> <p>第四十三条の五 <u>港湾管理者は、その実施する港湾工事で、港湾の環境を整備し、又は保全することを目的とするもの</u>（<u>公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する公害防止事業であるものを除く。</u>）が、<u>港湾区域又は臨港地区内にある工場又は事業場についてその環境を保全し、又はその立地若しくはその事業活動に伴う当該工場若しくは事業場の周辺地域の生活環境の悪化を防止し、若しくは軽減することに資するときは、政令で定める基準に従い、条例で、当該工場又は事業場に係る事業者は、当該港湾工事に要する費用</u></p>

資するときは、政令で定める基準に従い、国土交通大臣にあつては国土交通省令で、港湾管理者にあつては条例で、当該工場又は事業場に係る事業者に、当該港湾工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 国土交通大臣又は港湾管理者は、前項の規定により負担させようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣にあつては交通政策審議会、港湾管理者にあつては地方港湾審議会の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により納付された負担金の額に第五十条第二項に規定する負担割合を乗じて得た金額に相当する額の同項の規定による負担金を、同項の規定により費用を負担した港湾管理者に還付するものとする。

(電子情報処理組織の設置及び管理等)

第五十条の二 国土交通大臣は、次に掲げる電子情報処理組織を設置し、及び管理することができる。

一 申請等であつて国土交通省令で定めるもの及び当該申請等に対する処分の通知、受理の通知その他の港湾管理者が行う通知であつて国土交通省令で定めるもの(以下この条において「処分通知等」という。)

二 波浪に関する情報その他国土交通省令で定める情報(以下この条において「波浪情報等」という。)

2 前項第一号の電子情報処理組織を使用する港湾管理者又は同項第二号の電子情報処理組織による波浪情報等の提供を受ける者(国及び港湾管

理組織を)の一部を負担させることができる。

2 港湾管理者は、前項の規定により負担させようとするときは、あらかじめ、地方港湾審議会の意見をきかなければならない。

(電子情報処理組織の設置及び管理等)

第五十条の二 国土交通大臣は、申請等であつて国土交通省令で定めるもの及び当該申請等に対する処分の通知、受理の通知その他の港湾管理者が行う通知であつて国土交通省令で定めるもの(以下この条において「処分通知等」という。)

2 港湾管理者が電子情報処理組織を使用するときは、国土交通省令で定めるところにより、当該港湾管理者においてその使用料を負担しなけれ

理者を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより、その使用料を負担しなければならない。

3
3
5 (略)

6 前各項(第三項を除く。)の電子情報処理組織とは、国土交通大臣の指定する電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)又は波浪情報等の収集のための機器と港湾管理者並びに申請等をする者及び処分通知等を受ける者又は波浪情報等の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定埠頭を構成する行政財産の貸付け)

第五十四条の三 重要港湾における特定埠頭(同一の者により一体的に運営される岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設(特定国際コンテナ埠頭を除く。)をいう。以下この条において同じ。)を運営し、又は運営しようとする者は、当該港湾の港湾管理者(以下この条において単に「港湾管理者」という。)に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該特定埠頭の運営の事業が当該港湾の港湾計画に適合することその他国土交通省令で定める要件に該当するものである旨の認定を申請することができる。

2 港湾管理者は、前項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る特定埠頭の運営の事業が同項に定める要件に該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

3 港湾管理者は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。

ばならない。

3
3
5 (略)

6 前各項(第三項を除く。)の電子情報処理組織とは、国土交通大臣の指定する電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と港湾管理者並びに申請等をする者及び処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

- 4 港湾管理者は、第二項の認定をするに当たつては、国土交通省令で定めるところにより、当該認定の申請の内容を公衆の縦覧に供することその他の第六項の貸付けが公正な手続に従つて行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 5 港湾管理者は、第二項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた者の氏名又は名称、特定埠頭の運営の事業の概要その他国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。
- 6 港湾管理者は、国有財産法第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、特定埠頭を構成する行政財産（国有財産法第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産をいう。）を第二項の認定を受けた者に貸し付けることができる。
- 7 前項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法（平成三年法律第九十号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。
- 8 国有財産法第二十一条、第二十三条及び第二十四条並びに地方自治法第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第三項から第五項までの規定は、第六項の規定による貸付けについて準用する。
- 9 第六項の規定により港湾管理者が同項に規定する行政財産を第二項の認定を受けた者に貸し付ける場合における第四十六条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「又は貸付を受けた者」とあるのは「貸付けを受けた者」と、「三年の期間内である場合」とあるのは「三年の期間内である場合、又は第五十四条の三第六項の規定により貸付けをしない場合」とする。
- 10 港湾管理者は、特定埠頭の運営の事業が第一項に定める要件に該当し

なくなつたと認めるときは、第二項の認定を受けた者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

11 港湾管理者は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従い必要な措置をとらなかつたときは、第二項の認定を取り消すことができる。この場合において、港湾管理者は、速やかに、国土交通大臣にその旨を通知しなければならない。

12 前各項に定めるもののほか、特定埠頭の貸付けに関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(特定国際コンテナ埠頭を構成する行政財産の貸付け)

第五十五条 (略)

2 〵 4 (略)

5 1 第一項及び前項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法第三条及び第四条の規定は、適用しない。

6 〵 8 (略)

(特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け)

第五十五条の七 (略)

2 前項の特定用途港湾施設は、次に掲げる港湾施設で、第三条の三第九

(特定国際コンテナ埠頭を構成する行政財産等の貸付け)

第五十五条 (略)

2 〵 4 (略)

5 1 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)第二条第一項に規定する指定法人は、同法第四条第一項の規定にかかわらず、特定国際コンテナ埠頭を構成する同法第三条第一項第二号イに規定する岸壁等を認定運営者に貸し付けることができる。

6 1 第一項及び前二項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法(平成三年法律第九十号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

7 〵 9 (略)

(特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け)

第五十五条の七 (略)

2 前項の特定用途港湾施設は、政令で定める用途に供する岸壁又はさん

項の規定により公示された港湾計画においてその建設又は改良に関する計画が定められたものをいう。

一 政令で定める用途に供する岸壁又は棧橋及びこれに附帯する政令で定める荷さばき施設その他の港湾施設

二 政令で定める用途に供する荷さばき施設であつて埠頭の近傍に立地するもの及びこれに附帯する政令で定める道路その他の港湾施設

3～5 (略)

(港湾の施設に関する技術上の基準等)

第五十六条の二の二 水域施設、外郭施設、係留施設その他の政令で定める港湾の施設（以下この項及び次項において「技術基準対象施設」という。）は、他の法令の規定の適用がある場合においては当該法令の規定によるほか、技術基準対象施設に必要とされる性能に関して国土交通省令で定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならない。

2 技術基準対象施設であつて、公共の安全その他の公益上影響が著しいと認められるものとして国土交通省令で定めるものを建設し、又は改良しようとする者（国を除く。）は、その建設し、又は改良する技術基準対象施設が技術基準に適合するものであることについて、国土交通大臣又は次条の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録確認機関」という。）の確認を受けなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた設計方法を用いる場合は、この限りでない。

3 前項の規定による確認を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は登録確認機関に確認の申請をすること

橋及びこれに附帯する政令で定める荷さばき施設その他の港湾施設で、第三条の三第九項の規定により公示された港湾計画においてその建設又は改良に関する計画が定められたものをいう。

3～5 (略)

(港湾の施設に関する技術上の基準)

第五十六条の二の二 水域施設、外郭施設、係留施設その他の政令で定める港湾の施設は、他の法令の規定の適用がある場合においては当該法令の規定によるほか、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならない。

ができる。

4 前二項に定めるもののほか、確認の申請書の様式その他確認に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(登録)

第五十六条の二の三 前条第二項の登録（以下「登録」という。）は、同項に規定する確認の業務（以下「確認業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 建設し、又は改良する施設が技術基準に適合するかどうかの判定（次号において「適合判定」という。）について、施設の性能を総合的に評価する手法を用いて確認業務を行うものであること。

二 第五十六条の二の八第一項の確認員が適合判定を実施し、その人数が二名以上であること。

三 登録申請者が、前条第二項の規定により確認を受けなければならないこととされる者又は港湾の施設の設計若しくは建設を請け負う者（以下この号及び第五十六条の二の十第二項において「港湾建設等関係者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、港湾建設等関係者
がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九

条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める港湾建設等関係者の役員又は職員（過去二年間に当該港湾建設等関係者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、港湾建設等関係者の役員又は職員（過去二年間に当該港湾建設等関係者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第五十六条の二の十五の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

4 登録は、登録確認機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録確認機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録確認機関が確認業務を行う事業場の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

5| 国土交通大臣は、登録確認機関が行うことができる確認業務については、これを行わないものとする。

(登録の更新)

第五十六条の二の四| 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2| 前条(第五項を除く。)の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(確認の義務)

第五十六条の二の五| 登録確認機関は、確認業務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、確認業務を行わなければならない。

2| 登録確認機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める方法により確認業務を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第五十六条の二の六| 登録確認機関は、第五十六条の二の三第四項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

(確認業務規程)

第五十六条の二の七| 登録確認機関は、確認業務の開始前に、確認業務の実施に関する規程(以下「確認業務規程」という。)を定め、国土交通

大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をした確認業務規程が確認業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その確認業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 確認業務規程には、確認業務の実施方法、確認業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めなければならない。

(確認員)

第五十六条の二の八 確認員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学若しくは高等専門学校において土木工学その他港湾の施設の建設に関して必要な課程を修めて卒業した者又は国土交通省令で定めるこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、国土交通省令で定める試験研究機関において十年以上港湾の施設の性能を総合的に評価する手法に関する試験研究の業務(国土交通省令で定めるものに限る。)に従事した経験を有するものうちから選任しなければならない。

2 登録確認機関は、確認員を選任したときは、その日から十五日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 国土交通大臣は、確認員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは確認業務規程に違反する行為をしたとき、又は確認業務に関し著しく不適當な行為をしたときは、登録確認機関に対し、確認員の解任を命ずることができる。

4 前項の規定による命令により確認員を解任され、解任の日から起算して二年を経過しない者は、確認員となることができない。

(秘密保持義務等)

第五十六条の二の九 登録確認機関（その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。）及びその職員（確認員を含む。次項において同じ。）並びにこれらの者であつた者は、確認業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 登録確認機関及びその職員で確認業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第五十六条の二の十 登録確認機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十三条第一項において「財務諸表等」という。）を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 港湾建設等関係者その他の利害関係人は、登録確認機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又

は第四号の請求をするには、登録確認機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（業務の休廃止）

第五十六条の二の十一 登録確認機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、確認業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（適合命令）

第五十六条の二の十二 国土交通大臣は、登録確認機関が第五十六条の二の三第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録確認機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第五十六条の二十三 国土交通大臣は、登録確認機関が第五十六条の二の五の規定に違反していると認めるときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行うべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第五十六条の二十四 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録確認機関に対し、確認業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、登録確認機関の事務所その他の事業場に立ち入り、確認業務の実施状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(登録の取消し等)

第五十六条の二十五 国土交通大臣は、登録確認機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて確認業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十六条の二の三第三項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第五十六条の二の六、第五十六条の二の八第二項、第五十六条の二

- の十第一項、第五十六条の二の十一又は次条の規定に違反したとき。
- 三 第五十六条の二の七第一項の認可を受けず、又は同項の認可を受けた確認業務規程によらないで確認業務を実施したとき。
- 四 第五十六条の二の七第二項、第五十六条の二の八第三項、第五十六条の二の十二又は第五十六条の二の十三の規定による命令に違反したとき。
- 五 正当な理由がないのに第五十六条の二の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第五十六条の二の十六 登録確認機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、確認業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(公示)

第五十六条の二の十七 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 登録をしたとき。
- 二 第五十六条の二の六の規定による届出があつたとき。
- 三 第五十六条の二の十一の許可をしたとき。
- 四 第五十六条の二の十五の規定により登録を取り消し、又は確認業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 五 第五十六条の二の十九第一項の規定により国土交通大臣が確認業務

の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた
確認業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(審査請求)

第五十六条の二の十八 登録確認機関がした確認業務に係る処分又はその
不作為については、国土交通大臣に対し行政不服審査法（昭和三十七年
法律第六十号）による審査請求をすることができる。

(国土交通大臣による確認業務の実施等)

第五十六条の二の十九 国土交通大臣は、登録確認機関が第五十六条の二
の十一の許可を受けて確認業務の全部若しくは一部を休止したとき、第
五十六条の二の十五の規定により登録確認機関に対し確認業務の全部若
しくは一部の停止を命じたとき、又は登録確認機関が天災その他の事由
により確認業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合
において必要があると認めるときは、その確認業務の全部又は一部を自
ら行うものとする。

2 国土交通大臣が前項の規定により確認業務の全部若しくは一部を自ら
行う場合、登録確認機関が第五十六条の二の十一の許可を受けて確認業
務の全部若しくは一部を廃止する場合又は国土交通大臣が第五十六条の
二の十五の規定により登録を取り消した場合における確認業務の引継ぎ
その他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

(手数料の納付)

第五十六条の二の二十 第五十六条の二の二第二項の確認（国土交通大臣

が行うものに限る。)を受けようとする者(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものを除く。)は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項に規定する確認に係る申請をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

(水域施設等の建設又は改良)

第五十六条の三 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る水域施設等が技術基準に適合しないものであると認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、当該水域施設等の建設若しくは改良を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 (略)

4 都道府県知事は、前項の規定による通知があつた場合において、当該通知に係る水域施設等が技術基準に適合しないものであると認めるときは、その通知を受けた日から六十日以内に限り、その通知をした者に対し、必要な措置をとることを要請することができる。

5 (略)

(水域施設等の建設又は改良)

第五十六条の三 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る水域施設等が前条の技術上の基準に適合しないものであると認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、当該水域施設等の建設若しくは改良を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 (略)

4 都道府県知事は、前項の規定による通知があつた場合において、当該通知に係る水域施設等が前条の技術上の基準に適合しないものであると認めるときは、その通知を受けた日から六十日以内に限り、その通知をした者に対し、必要な措置をとることを要請することができる。

5 (略)

(強制徴収)

第五十六条の六 第四十三条の五第一項の規定に基づく処分(国土交通大臣に係るものに限る。)、第四十三条の九第二項において準用する第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項の規定に基づく処分、第四十三条の十において準用する企業合理化促進法第八条第二項の規定に基づく処分、同条第四項の規定に基づく港湾工事に係る処分又は第五十六条の四第八項の規定に基づく処分(国土交通大臣に係るものに限る。)により納付すべき負担金をその納期限までに納付しない者がある場合においては、国土交通大臣は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

2 5 4 (略)

(他の法令との関係)

第五十八条 (略)

2 (略)

3 港湾管理者が、その管理する港湾における公有水面の埋立てに係る公有水面埋立法第二十二条第二項の竣功認可の告示がされている埋立地の全部又は一部が現に相当期間にわたり同法第十一条若しくは第十三条の二第二項の規定により告示された用途に供されておらず、又は将来にわたり当該用途に供される見込みがないと認められることからその有効かつ適切な利用を促進する必要があると認めて、当該埋立地の全部又は一

(強制徴収)

第五十六条の六 第四十三条の九第二項の規定において準用する第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項の規定に基づく処分、第四十三条の十において準用する企業合理化促進法第八条第二項の規定に基づく処分、同条第四項の規定に基づく港湾工事に係る処分又は第五十六条の四第八項の規定に基づく処分(国土交通大臣に係るものに限る。)により納付すべき負担金をその納期限までに納付しない者がある場合においては、国土交通大臣は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

2 5 4 (略)

(他の法令との関係)

第五十八条 (略)

2 (略)

部の区域その他国土交通省令で定める事項を告示したときは、その告示の日から、当該区域について、同法第二十七条第一項中「十年間」とあるのは「五年間」と、同法第二十九条第一項中「十年内」とあるのは「五年内」とする。この場合において、当該区域が同法第四十七条第一項の規定により国土交通大臣の認可を受けた埋立地の全部又は一部であるときは、港湾管理者は、あらかじめ、国土交通大臣に協議しなければならない。

4 | (略)

(罰則)

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 | 第五十六条の二の九第一項の規定に違反した者

二 | 第五十六条の二の十五の規定による業務の停止の命令に違反した者

2 | 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 | (略)

3 | (略)

4 | 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 | (略)

二 | 第五十六条の二の十一の規定による許可を受けずに確認業務の全部を廃止した者

三 | 第五十六条の二の十四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌

3 | (略)

(罰則)

第六十一条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 | (略)

2 | (略)

3 | 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 | (略)

避した者

四| 第五十六条の二の十六の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

五| (略)

5| (略)

第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項から第四項までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

第六十三条 第五十六条の二の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

2| 第三十八条の二第五項又は第五十六条の三第一項後段ただし書の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

二| (略)

4| (略)

第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項から第三項までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、同条第一項から第三項までの罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第六十三条 第三十八条の二第五項又は第五十六条の三第一項後段但書の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

○ 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>特定外貿埠頭の管理運営に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、特定外貿埠頭の管理運営を効率的に行うための措置を定めることにより、国際海上輸送の円滑化を図り、もつて我が国産業の国際競争力の強化及び国民生活の安定と向上に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「外貿埠頭」とは、次に掲げる施設及びその附属施設の総体をいう。</p> <p>一 外貿貨物定期船（本邦の港と本邦以外の地域の港との間に航路を定めて一定の日程表に従つて船舶を就航させ、主として貨物の運送を行う事業の用に供される船舶をいう。次号において同じ。）を係留するための岸壁及びその前面の泊地</p> <p>二 前号の岸壁に係留される外航貨物定期船に係る貨物の荷さばきを行うための固定的な施設</p> <p>三 前二号の施設の機能を確保するために必要な護岸及び臨港交通施設</p>	<p>外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律</p> <p>（外貿埠頭公団の解散）</p> <p>第一条 京浜外貿埠頭公団及び阪神外貿埠頭公団（以下「公団」という。）は、この法律の施行の時にいて解散する。</p> <p>（公団の権利及び義務の承継等）</p> <p>第二条 京浜外貿埠頭公団（以下「京浜公団」という。）及び阪神外貿埠頭公団（以下「阪神公団」という。）の一切の権利及び義務（京浜公団に対する政府並びに東京都及び横浜市の出資金並びに阪神公団に対する政府並びに大阪市及び神戸市の出資金に係るものを除く。）は、公団の解散の時にいて、京浜公団に係るものにあつては東京港及び横浜港、阪神公団に係るものにあつては大阪港及び神戸港のそれぞれにつき運輸大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）が、権利及び義務の承継に必要事項を定めた承継計画書に定めるところに従い承継する。</p>

(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項第四号に掲げる臨港交通施設をいう。)

四 前三号の施設の敷地

2 | この法律において「特定外貿埠頭」とは、旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団が建設した外貿埠頭をいう。

2 | 前項の承継計画書は、京浜公団又は阪神公団が、東京港及び横浜港又は大阪港及び神戸港に係る指定法人の意見を聴き、政令で定める基準に従つて作成して運輸大臣の認可を受けたものでなければならぬ。

3 | 公団の解散の時にける政府の公団に対する出資金は、公団の解散の時において、政令で定めるところにより、政府の指定法人に対する無利子貸付金となつたものとする。

4 | 前項の貸付金の償還に關し必要な事項は、政令で定める。

5 | 公団の解散の時にける東京都、横浜市、大阪市及び神戸市の公団に対する出資金は、公団の解散の時において、それぞれその管理する港湾に係る指定法人に対する出えん金となつたものとする。

6 | 第一項の規定により指定法人が承継した旧外貿埠頭公団法(昭和四十二年法律第二百二十五号。以下「旧公団法」という。)第四十一条第一項に規定する京浜外貿埠頭債券(以下「京浜債券」という。)又は阪神外貿埠頭債券(以下「阪神債券」という。)に係る債務は、京浜公団又は阪神公団の権利及び義務を承継した指定法人がそれぞれ連帶して弁済の責めに任ずる。

7 | 京浜債券又は阪神債券の債権者は、京浜公団又は阪神公団の権利及び義務を承継した指定法人の財産についてそれぞれ他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

8 | 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

9 | 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、旧公団法第四十一条第四項の規定により公団が運輸大臣の認可を受けて京浜債券又は阪神債券の発行に關する事務を

委託した銀行又は信託会社について準用する。

10| 第一項、第二項及び第六項から前項までに定めるもののほか、京浜債券及び阪神債券に関し必要な事項は、政令で定める。

11| 公団の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

12| 公団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。ただし、旧公団法第十条の規定は、適用しない。

13| 前条の規定により公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(特定外貿埠頭の管理運営を行う者の指定)

第三条 国土交通大臣は、次の要件を備える法人の申請があつた場合において、東京港、横浜港、大阪港又は神戸港ごとに、その特定外貿埠頭の管理運営を行う者として指定することができる。

一 申請者が港灣法第二条第一項に規定する港灣管理者（以下「港灣管理者」という。）がその発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有している株式会社であつて、外貿埠頭の建設並びに貸付け及び改良、維持、災害復旧その他の管理を行うことを目的とするものであること。

二 申請者が次の業務を実施することについて適正かつ確実な計画を有すると認められる者であること。

イ 外貿埠頭の施設のうち、前条第一項第一号に規定する岸壁及び同

(指定法人)

第三条 前条第一項の指定は、次の要件を備える法人の申請があつた場合において、東京港、横浜港、大阪港又は神戸港ごとに一を限り、行うものとする。

一 申請者が民法第三十四条の規定により港灣管理者（港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港灣管理者をいう。以下同じ。）が設立した財団法人であつて、旧公団法第二条に規定する外貿埠頭（以下「外貿埠頭」という。）の建設並びに貸付け及び改良、維持、災害復旧その他の管理を行うことを目的とするものであること。

二 申請者が次の業務を実施することについて適正かつ確実な計画を有すると認められる者であること。

イ 公団が建設し、又は自ら建設した外貿埠頭の施設のうち、旧公団

項第二号に規定する施設（以下「岸壁等」という。）を有償で貸し付けること。

ロ（略）

ハ イに掲げるもののほか、外貿埠頭の改良、維持、災害復旧その他の管理を行うこと。

三（略）

四 申請者の取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。以下「役員」という。）のうちに、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものがないこと。

五 申請者の役員のうち、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過していない者がいないこと。

2 国土交通大臣は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る港湾の港湾管理者（以下「関係港湾管理者」という。）の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定会社」という。）の商号及び本店の所在地を官報で公示しなければならぬ。

4 指定会社は、その商号又は本店の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

法第二条第一号に規定する岸壁及び同条第二号に規定する施設（以下「岸壁等」という。）を有償で貸し付けること。

ロ（略）

ハ イに掲げるもののほか、公団が建設し、又は自ら建設した外貿埠頭の改良、維持、災害復旧その他の管理を行うこと。

三（略）

四 申請者の役員のうち、港湾の建設及び管理に関する事業並びに外航海運及び港湾運送に関する事業について知識及び経験を有する者が含まれるように寄附行為において定められていること。

五 申請者の役員のうち、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものがないこと。

六 申請者の役員のうち、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過していない者がいないこと。

2 運輸大臣は、前条第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る港湾の港湾管理者（以下「関係港湾管理者」という。）の意見を聴かなければならない。

3 運輸大臣は、前条第一項の指定をしたときは、指定法人の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

4 指定法人は、その名称、住所及び事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

5 (略)

(株式)

第四条 港湾管理者は、常時、指定会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

(一般担保)

第五条 指定会社の社債権者は、指定会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2| 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規

5 (略)

(岸壁等の貸付け)

第四条 指定法人は、岸壁等を貸し付ける場合においては、次に掲げる者に対し、旧公団法第二条第一号に規定する外航貨物定期船（以下「外航貨物定期船」という。）の使用の一単位ごとに岸壁等を一体として貸し付けるものとする。

一 当該岸壁等に係る港湾を航路の起点、寄港地又は終点とする旧公団法第二条第一号に規定する外航貨物定期航路事業（以下「外航貨物定期航路事業」という。）を営む者

二 当該岸壁等に係る港湾について港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第三条第一号の一般港湾運送事業の許可を受けた者

2| 指定法人は、岸壁等を貸し付けようとするときは、外航貨物定期船の使用の一単位ごとに当該岸壁等の貸付料の額を定め、その実施前に（第二条第一項の規定により承継した貸付契約に基づいて貸し付ける場合にあっては、当該貸付契約の承継後速やかに）国土交通大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

3| 前項の貸付料の額は、国土交通省令で定める基準に従つて算出されたものでなければならない。

(整備計画)

第五条 指定法人は、外貿埠頭の建設又は改良の工事を行おうとするとき（旧公団法第三十二条第一項の規定により公団が認可を受けた工事実施計画に従つて行う場合を除く。）は、国土交通省令で定めるところによ

定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(外貿埠頭の建設等に係る資金の貸付け)

第六条 政府は、港湾管理者が指定会社に対し港湾法第三条の三第九項の規定により公示された港湾計画においてその建設又は改良に関する計画が定められた外貿埠頭の建設又は改良に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金に充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該港湾管理者に貸し付けることができる。

2 前項の政府の貸付金及び政府の貸付けに係る港湾管理者の貸付金に関する償還方法その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

り、当該外貿埠頭の整備計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係港湾管理者に協議しなければならない。

3 第一項の整備計画は、次の要件に適合するものでなければならない。

一 港湾法第三条の三第九項の規定により公示された港湾計画において定められた外貿埠頭の建設又は改良の計画に適合すること。

二 当該外貿埠頭を構成するそれぞれの施設の位置、規模及び構造が当該施設の用途に対し適切であること。

三 当該外貿埠頭の供用を開始する時期が当該港湾における外航貨物定期航路事業に係る貨物の需要に対し適切であること。

(外貿埠頭の建設等に係る資金の貸付け)

第六条 政府は、指定法人に対し、政令で定めるところにより、前条第一項の認可を受けた整備計画に基づき、又は旧公団法第三十二条第一項の規定により公団が認可を受けた工事实施計画に従って行う外貿埠頭の建設又は改良に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

(事業計画等)

第七条 指定会社は、毎事業年度開始前に(第三条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに)、事業計画及び収支予算を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2| 国土交通大臣は、前項の規定による事業計画及び収支予算の提出があつたときは、遅滞なく、これらの写しを関係港湾管理者に送付するものとする。

3 指定会社は、毎事業年度経過後三月以内に、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第八条 指定会社は、国土交通省令で定めるところにより、外貿埠頭業務及びこれに附帯する業務に関する経理とその他の業務に関する経理とを区分して整理しなければならない。

(財産の処分の制限等)

第九条 指定会社は、国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 指定会社は、岸壁等の貸付けに係る業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

(事業計画等)

第七条 指定法人は、毎事業年度開始前に(第二条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに)、事業計画及び収支予算を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2| 第五条第二項の規定は、前項の認可をしようとする場合について準用する。

3 指定法人は、毎事業年度経過後三月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第八条 指定法人は、国土交通省令で定めるところにより、外貿埠頭業務及びこれに附帯する業務に関する経理とその他の業務に関する経理とを区分して整理しなければならない。

(財産の処分の制限等)

第九条 指定法人は、国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 指定法人は、岸壁等の貸付けに係る業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

(定款の変更等)

第十条 指定会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員を選任及び解任)

第十一条 指定会社は、役員を選任し、又は解任したときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(監督命令)

第十二条 国土交通大臣は、指定会社の行う外貨埠頭業務の運営に關し必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定会社に対し、その業務の適正な運営を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第十三条 国土交通大臣は、指定会社の行う外貨埠頭業務の運営に關し必要があると認めるときは、指定会社に対してその業務及び財産の状況に關し報告させ、又はその職員に、指定会社の事務所その他の事業所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(役員を選任及び解任)

第十条 指定法人は、役員を選任し、又は解任したときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(監督命令)

第十一条 国土交通大臣は、指定法人の行う外貨埠頭業務の運営に關し必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定法人に対し、その業務の適正な運営を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第十二条 国土交通大臣は、指定法人の行う外貨埠頭業務の運営に關し必要があると認めるときは、指定法人に対してその業務及び財産の状況に關し報告させ、又はその職員に、指定法人の事務所その他の事業所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(指定の取消し)

第十四条 国土交通大臣は、指定会社が、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定を取り消すことができる。

一 (略)

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 第十二条の規定による命令に違反したとき。

2 第三条第二項の規定は、前項の規定により同条第一項の指定を取り消そうとする場合について準用する。

3 国土交通大臣は、指定会社が第九条第二項の規定による岸壁等の貸付に係る業務の全部の廃止の許可を受けたときは、第三条第一項の指定を取り消すものとする。

4 国土交通大臣は、第一項又は前項の規定により第三条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定を取り消した場合における措置)

第十五条 前条第一項又は第三項の規定により第三条第一項の指定を取り消した場合における当該取消しに係る指定会社の権利及び義務の取扱いその他必要な措置については、別に法律で定める。

2 前条第一項又は第三項の規定により第三条第一項の指定を取り消した場合において、前項の法律に基づく必要な措置がとられるまでの間は、国土交通大臣が指定する者が、政令で定めるところにより、外貿埠頭業務に係る財産の管理その他の業務を行うものとする。

(指定の取消し)

第十三条 国土交通大臣は、指定法人が、次の各号の一に該当するときは、第二条第一項の指定を取り消すことができる。

一 (略)

二 この法律、この法律に基づく命令又は第五条第一項若しくは第七条第一項の規定により認可を受けた事項に違反したとき。

三 第十一条の規定による命令に違反したとき。

2 第三条第二項の規定は、前項の規定により第二条第一項の指定を取り消そうとする場合について準用する。

3 国土交通大臣は、指定法人が第九条第二項の規定による岸壁等の貸付に係る業務の全部の廃止の許可を受けたときは、第二条第一項の指定を取り消すものとする。

4 国土交通大臣は、第一項又は前項の規定により第二条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定を取り消した場合における措置)

第十四条 前条第一項又は第三項の規定により第二条第一項の指定を取り消した場合における当該取消しに係る指定法人の権利及び義務の取扱いその他必要な措置については、別に法律で定める。

2 前条第一項又は第三項の規定により第二条第一項の指定を取り消した場合において、前項の法律に基づく必要な措置がとられるまでの間は、国土交通大臣が指定する者が、政令で定めるところにより、外貿埠頭業務に係る財産の管理その他の業務を行うものとする。

第十六条 (略)

(罰則)

第十七条 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により国土交通大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。
- 二 第七条第一項の規定に違反して、事業計画又は収支予算を提出しなかつたとき。
- 三 第七条第三項の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

四 第九条第二項の規定に違反して、業務の全部又は一部を休止し、又

第十五条 (略)

(罰則)

第十六条 第十一条の規定による命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十七条 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第十八条 指定法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が指定法人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、指定法人に対しても、各本条の刑を科する。

五] は廃止したとき。
第十二条の規定による命令に違反したとき。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 水先人</p> <p>第一節 水先人の免許及び水先人試験（第四条―第十三条）</p> <p>第二節 登録水先人養成施設等（第十四条―第三十二条）</p> <p>第三章 水先及び水先区（第三十三条―第四十七条）</p> <p>第四章 水先人会及び日本水先人会連合会</p> <p>第一節 水先人会（第四十八条―第五十四条）</p> <p>第二節 日本水先人会連合会（第五十五条―第五十八条）</p> <p>第五章 監督（第五十九条―第六十九条）</p> <p>第六章 雑則（第七十条―第七十四条）</p> <p>第七章 罰則（第七十五条―第八十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、水先をすることができる者の資格を定め、並びにそ</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条）</p> <p>第二章 水先人（第三条―第十条）</p> <p>第三章 水先及び水先区（第十一条―第二十二條の六）</p> <p>第四章 監督（第二十三条―第三十条）</p> <p>第五章 罰則（第三十一条―第三十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、水先をすることができる者の資格を定め、及び水先</p>

の養成及び確保のための措置を講ずるとともに、水先業務の適正かつ円滑な遂行を確保することにより、船舶交通の安全を図り、併せて船舶の運航能率の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「水先修業生」とは、第五条第一項第二号に規定する登録水先人養成施設の課程を修習中の者をいう。

(法の適用)

第三条 この法律のうち船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人に、船長に関する規定は、船長に代わつてその職務を行う者に適用する。

第二章 水先人

第一節 水先人の免許及び水先人試験

(水先人の免許)

第四条 (略)

2 水先人の免許は、水先区ごとに、かつ、次に掲げる資格別に与える。

一 一級水先人

業務の適正かつ円滑な遂行を確保することにより、船舶交通の安全を図り、あわせて船舶の運航能率の増進に資することを目的とする。

(定義)

第一条の二 (略)

2 (略)

3 この法律において「水先修業生」とは、第二十二条の三第一項に規定する水先人会（同項に規定する水先人会がない水先区においては水先人）との契約に基づき、水先の実務を修習する者をいう。

(法の適用)

第二条 この法律のうち船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人に、船長に関する規定は、船長に代つてその職務を行う者に適用する。

第二章 水先人

(水先人の免許)

第三条 (略)

- 二 二級水先人
- 三 三級水先人

3 前項各号に掲げる資格を有する者が水先業務を行うことのできる船舶は、次の表の上欄に掲げる資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる船舶とする。

一 一級水先人	すべての船舶
二 二級水先人	総トン数五万トン（積載物の種類その他の船舶の航行の安全に関する事項を考慮して政令で定める船舶については、総トン数二万トン）を下らない範囲内において政令で定める総トン数を超えない船舶
三 三級水先人	総トン数二万トンを下らない範囲内において政令で定める総トン数を超えない船舶（前号の政令で定める船舶を除く。）

（免許の要件）

第五条 水先人の免許は、次に掲げる要件のすべてを具備した者でなければ、与えない。

- 一 前条第二項各号に掲げる資格別に国土交通省令で定める乗船履歴又は水先業務に従事した経験及び海技士の免許（船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号。以下「船舶職員法」という。）第四条第一項に規定する海技士の免許をいう。以下同じ。）を有していること。

二 第十四条及び第十五条の規定により国土交通大臣の登録を受けた水

（免許の要件）

第四条 水先人の免許は、左の要件を具備した者でなければ、与えない。

- 一 三年以上船長として総トン数三千トン以上の船舶（平水区域を航行区域とする船舶を除く。）に乗り組んでいたこと。

二 国土交通省令で定める一定期間以上水先人になろうとする水先区に

先人養成施設（以下「登録水先人養成施設」という。）において、前条第二項各号に掲げる資格に応じ、水先区ごとに、船舶の操縦に関する知識及び技能その他の水先業務を行う能力を習得させるための課程を修了したこと。

三 前条第二項各号に掲げる資格別に国土交通大臣が行う水先人試験に合格したこと。

2 国土交通大臣は、水先区に水先人がいない場合又は前項第二号の要件を具備する者がいない水先区について急速に水先人を置く必要がある場合においては、同項第一号及び第三号の要件を具備し、かつ、国土交通省令で定める回数以上当該水先区において航海に従事したことがある者に対し、その者が同項第二号の要件を具備しなくても、免許を与えることができる。

（欠格条項）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、水先人となることができな

い。

一 （略）

二 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの

三 海技士の免許又は船舶職員法第二十三条の二第一項に規定する小型船舶操縦士の免許を取り消され、取消しの日から五年を経過しない者

四 船長又は航海士の職務につき業務の停止を命ぜられ、その業務の停止の期間中の者

において水先修業生として実務を修習したこと。

三 国土交通大臣の行う水先人試験に合格したこと。

2 国土交通大臣は、水先区に水先人がいない場合又は前項第二号の要件を具備する水先修業生がいない水先区について急速に水先人を置く必要がある場合においては、同項第一号及び第三号の要件を具備し、且つ、国土交通省令で定める一定回数以上当該水先区において航海に従事したことがある者に対し、その者が同項第二号の要件を具備しなくても、免許を与えることができる。

（欠格条項）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、水先人であることができな

い。

一 （略）

二 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

三 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）の規定による海技士の免許若しくは小型船舶操縦士の免許を取り消され、又は船長の職務につき三回以上業務の停止を命ぜられた者

五 船長又は航海士の職務につき三回以上業務の停止を命ぜられ、直近の業務の停止の期間が満了した日から五年を経過しない者

六 水先人の免許を取り消され、取消しの日から五年を経過しない者

(水先人試験)

第七条 水先人試験は、第四条第二項各号に掲げる資格に応じ、免許を受けようとする水先区の実情に即して水先業務を行う能力があるかどうかを判定することを目的とし、その内容には、実際のなものと理論的なものを含まなければならない。

2・3 (略)

4 学術試験は、筆記試験及び口述試験とし、次に掲げる事項について行う。

一 (略)

二 当該水先区の風位、風力、天候、潮汐、潮流その他気象及び海象に関する知識

三〇五 (略)

5 (略)

(水先人試験の免除)

第八条 第四条第二項各号に掲げる資格について水先人試験を受ける者がその受ける水先人試験に係る資格より下級の資格の同一の水先区の水先人である場合には、国土交通省令で定めるところにより、学術試験の一部を免除することができる。

2 第四条第二項各号に掲げる資格について水先人試験を受ける者がその

四 水先人の免許を取り消された者

(水先人試験)

第六条 水先人試験は、免許を受けようとする水先区の実情に即して水先業務を行う能力があるかどうかを判定することを目的とし、その内容には、実際のなものと理論的なものを含まなければならない。

2・3 (略)

4 学術試験は、筆記試験及び口述試験とし、左に掲げる事項について行う。

一 (略)

二 当該水先区の風位、風力、天候、潮せき、潮流その他気象及び海象に関する知識

三〇五 (略)

5 (略)

受ける水先人試験に係る資格と同一の資格の他の水先区の水先人である場合には、国土交通省令で定めるところにより、学術試験の一部を免除することができる。

(登録及び水先免状)

第九條 国土交通大臣は、水先人の免許を与えたときは、水先人名簿に登録し、かつ、水先免状を交付しなければならない。

2 (略)

(免許の更新)

第十條 水先人の免許の有効期間は、五年とする。ただし、二級水先人又は三級水先人であつて初めて水先人の免許を受けた者その他の国土交通省令で定める者の免許の有効期間については、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間とする。

2 前項の有効期間は、その満了の際、申請により更新することができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による水先人の免許の有効期間の更新の申請があつた場合には、その者がその資格に応じ水先業務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び技能を習得させるための講習（以下「水先免許更新講習」という。）であつて第二十九条及び第三十条の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録水先免許更新講習」という。）の課程を修了した者でなければ、水先人の免許の有効期間の更新をしてはならない。

4 国土交通大臣は、第二項の規定による水先人の免許の有効期間の更新

(登録及び水先免状)

第七條 国土交通大臣は、水先人の免許を与えたときは、水先人名簿に登録し、且つ、水先免状を交付しなければならない。

2 (略)

(免許の更新)

第八條 水先人の免許は、五年目ごとに申請により更新を受けなければ、その効力を失う。

2 国土交通大臣は、前項の規定による水先人の免許の更新に際し、必要

に際し、必要があると認めるときは、国土交通省令の定めるところにより、当該水先人に対し第七條第四項各号に掲げる事項について筆記試験又は口述試験をすることができる。

(以前に水先人であつた者に対する免許)

第十一條 前條第四項の規定は、国土交通大臣が、以前に水先人であつた者に対し水先人の免許を与えようとする場合について準用する。

(免許の失効)

第十二條 水先人が上級の資格についての水先人の免許を受けたときは、下級の資格についての水先人の免許は、その効力を失う。

(身体検査)

第十三條 国土交通大臣は、水先人が心身の障害により水先業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものでないかどうかを確かめるために、毎年、水先人の身体検査を行わなければならない。

2 国土交通大臣は、前項に規定する事項を確かめるため必要があると認めるときは、いつでも当該水先人の身体検査を行うことができる。

3 (略)

があるとき、国土交通省令の定めるところにより、当該水先人に対し第六條第四項各号に掲げる事項について筆記試験又は口述試験をすることができる。

(以前に水先人であつた者に対する免許)

第八條の二 前條第二項の規定は、国土交通大臣が、以前に水先人であつた者に対し水先人の免許を与えようとする場合に準用する。

(水先人試験等の細則)

第九條 この法律に定めるものの外、水先人試験、水先人の免許及び水先人免状に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(身体検査)

第十條 国土交通大臣は、水先人が精神又は身体に欠陥があつて業務を行うのに不適當でないかどうかを確かめるために、毎年、水先人の身体検査を行わなければならない。

2 国土交通大臣は、前項に規定する事項を確かめるため必要があると認めるときは、何時でも当該水先人の身体検査を行うことができる。

3 (略)

第二節 登録水先人養成施設等

(水先人養成施設の登録)

第十四条 第五条第一項第二号の登録は、水先人養成施設における水先人の養成を行おうとする者の申請により行う。

(登録の要件等)

第十五条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 次に掲げる施設及び設備を用いて水先人養成施設における水先人の養成が行われるものであること。

- イ 講義室
 - ロ 実習室
 - ハ 実習用船舶
 - ニ 操船シミュレータ
 - ホ 水路図誌
 - ヘ 天気図
 - ト 語学練習装置又は視聴覚教材を使用するために必要な設備
 - チ 水先業務に関する英会話を録音した視聴覚教材
 - リ 教育に必要な模型、掛図、書籍その他の教材
- 二 次に掲げる条件のいずれにも適合する講師により水先人養成施設における水先人の養成が行われるものであること。
- イ 二十歳以上であること。

ロ 過去二年間に水先人養成施設における水先人の養成に関する事務
に関し不正な行為を行った者又はこの法律若しくはこの法律に基づ
く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わ
り、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しな
い者でないこと。

ハ 次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(1) 一級水先人の資格についての免許を有する者であつて当該免許
を受けた後一年以上水先業務に従事した経験を有するもの

(2) 船舶職員法別表第三の上欄一の項の三級海技士（航海）養成施
設において、講師として一年以上船舶職員の養成に従事した経験
を有する者

(3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の能力を有するものであること
。

2| 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号
のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑
に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた
日から二年を経過しない者

二 第二十四条の規定により第五条第一項第二号の登録を取り消され、
その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、登録水先人養成施設における水先人の養成に関する
事務（以下「登録水先人養成事務」という。）を行う役員のうちの前
二号のいずれかに該当する者があるもの

3| 第五条第一項第二号の登録は、登録水先人養成施設登録簿に次に掲げ

る事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録水先人養成施設における水先人の養成を行う者（以下「登録水先人養成実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録水先人養成施設における第四条第二項各号に掲げる資格及び水先区に応じて国土交通省令で定める課程の区分
- 四 登録水先人養成事務を行う事務所の所在地
- 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の更新）

第十六条 第五条第一項第二号の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録水先人養成事務の実施に係る義務）

第十七条 登録水先人養成実施機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により登録水先人養成事務を行わなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第十八条 登録水先人養成実施機関は、第十五条第三項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国

国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録水先人養成事務規程）

第十九条 登録水先人養成実施機関は、登録水先人養成事務の開始前に、登録水先人養成事務の実施に関する規程（以下「登録水先人養成事務規程」という。）を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録水先人養成事務規程には、登録水先人養成施設における水先人の養成の方法、登録水先人養成施設における水先人の養成に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めおかなければならない。

（登録水先人養成事務の休廃止）

第二十条 登録水先人養成実施機関は、登録水先人養成事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第二十一条 登録水先人養成実施機関（国又は地方公共団体を除く。次項において同じ。）は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成

がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2] 登録水先人養成施設における教育を受けようとする者その他の利害関係人は、登録水先人養成実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録水先人養成実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（適合命令）

第二十二條 国土交通大臣は、登録水先人養成施設が第十五条第一項各号のいづれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録水先人養成実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第二十三条 国土交通大臣は、登録水先人養成実施機関が第十七条の規定に違反していると認めるときは、その登録水先人養成実施機関に対し、登録水先人養成事務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十四条 国土交通大臣は、登録水先人養成実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項第二号の登録を取り消し、又は期間を定めて登録水先人養成事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第十五条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第十八条から第二十条まで、第二十一条第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第二十一条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第五条第一項第二号の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第二十五条 登録水先人養成実施機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録水先人養成事務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告等)

第二十六条 国土交通大臣は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、登録水先人養成実施機関に対し、登録水先人養成事務に関し報告させ、又はその職員に、登録水先人養成実施機関の事務所に立ち入り、登録水先人養成事務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(国土交通大臣による水先人の養成)

第二十七条 国土交通大臣は、登録水先人養成実施機関がないとき、第二十条の規定による登録水先人養成事務に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十四条の規定により第五条第一項第二号の登録を取り消し、又は登録水先人養成実施機関に対し登録水先人養成事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録水先人養成実施機関が天災その他の事由により登録水先人養成事務に関する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、水先人の養成に関する事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

(公示)

第二十八条 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第五条第一項第二号の登録をしたとき。

二 第十八条又は第二十条の規定による届出があつたとき。

三 第二十四条の規定により第五条第一項第二号の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

四 前条の規定により国土交通大臣が水先人の養成に関する事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた水先人の養成に関する事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(水先免許更新講習の登録)

第二十九条 第十条第三項の登録は、水先免許更新講習を行おうとする者の申請により行う。

(登録の要件等)

第三十条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が、次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 次に掲げる施設及び設備を用いて水先免許更新講習が行われるものであること。

イ 講義室

ロ 操船シミュレータ

ハ 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材

(1) 海上における事故及び災害の防止に関すること。

(2) 最新の船舶技術に関すること。

(3) 最新の海事法令に関すること。

二 視聴覚教材を使用するために必要な設備

二 次に掲げる条件のいずれにも適合する講師により水先免許更新講習が行われるものであること。

イ 二十歳以上であること。

ロ 過去二年間に水先免許更新講習の実施に関する事務に関し不正な行為を行った者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者でないこと。

ハ 次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(1) 一級水先人の資格についての免許を有する者であつて当該免許を受けた後一年以上水先業務に従事した経験を有するもの

(2) 船舶職員法別表第三の上欄一の項の三級海技士（航海）養成施設において、講師として一年以上船舶職員の養成に従事した経験を有する者

(3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の能力を有するものであること。

2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第三十二条において準用する第二十四条の規定により第十条第三項

の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、登録水先免許更新講習の実施に関する事務（以下「登録水先免許更新講習事務」という。）を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 第十条第三項の登録は、登録水先免許更新講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録水先免許更新講習を行う者（以下「登録水先免許更新講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録水先免許更新講習における第四条第二項各号に掲げる資格及び水先区に応じて国土交通省令で定める課程の区分

四 登録水先免許更新講習事務を行う事務所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の更新）

第三十一条 第十条第三項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（準用）

第三十二条 第十七条から第二十八条までの規定は、登録水先免許更新講習、登録水先免許更新講習実施機関及び登録水先免許更新講習事務につ

いて準用する。この場合において、第十八条中「第十五条第三項第二号から第五号まで」とあるのは「第三十条第三項第二号から第五号まで」と、第二十二条中「第十五条第一項各号」とあるのは「第三十条第一項各号」と、第二十四条、第二十七条並びに第二十八条第一号及び第三号中「第五条第一項第二号」とあるのは「第十条第三項」と、第二十四条第一号中「第十五条第二項第一号又は第三号」とあるのは「第三十条第二項第一号又は第三号」と読み替えるものとする。

第三章 水先及び水先区

(水先区)

第三十三条 (略)

(水先人の員数)

第三十四条 (略)

(強制水先)

第三十五条 次に掲げる船舶（海上保安庁の船舶その他国土交通省令で定める船舶を除く。次項において同じ。）の船長は、水先区のうち政令で定める港又は水域において、その船舶を運航するときは、**第四条**の定めるところにより当該船舶について水先をすることができる水先人を乗り

第三章 水先及び水先区

(水先区)

第十一条 (略)

2 前項の規定に基づき、政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(水先人の員数)

第十二条 (略)

(強制水先)

第十三条 次に掲げる船舶（海上保安庁の船舶その他国土交通省令で定める船舶を除く。次項において同じ。）の船長は、水先区のうち政令で定める港又は水域において、その船舶を運航するときは、**水先人**を乗り込ませなければならない。ただし、日本船舶又は日本船舶を所有すること

込ませなければならない。ただし、日本船舶又は日本船舶を所有することができる者が借入れ（期間備船を除く。）をした日本船舶以外の船舶の船長であつて、当該港又は水域において国土交通省令で定める回数以上航海に従事したと地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が認めるもの（地方運輸局長の認定後二年を経過しない者に限る。）が、その船舶を運航する場合は、この限りでない。

一〇三（略）

2 前項の政令で定める港又は水域のうち政令で定めるものについては、同項各号に掲げる船舶の範囲内において、当該港又は水域における自然的条件、船舶交通の状況、水先業務の態勢その他の事情を考慮して、政令で、同項本文の水先人を乗り込ませなければならない船舶を別に定めることができる。この場合において、同項本文の規定は、当該港又は水域においては、当該政令で定める船舶以外の船舶については、適用しない。

第三十六条 国土交通大臣は、水先区のうち工事若しくは作業の実施により又は船舶の沈没その他の船舶交通の障害の発生により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある港又は水域について、当該港又は水域における船舶交通の危険を防止するため特に必要があると認めるときは、告示により、水先人を乗り込ませなければならない船舶（海上保安庁の船舶及び前条第一項の国土交通省令で定める船舶を除く。）、港又は水域及び期間を定めることができる。

2 前項の規定により告示された船舶の船長は、当該告示に係る港又は水域において、当該告示に係る期間内にその船舶を運航するときは、第四

ができる者が借入れ（期間備船を除く。）をした日本船舶以外の船舶の船長であつて、当該港又は当該水域において国土交通省令で定める一定回数以上航海に従事したと地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が認めるもの（地方運輸局長の認定後二年を経過しない者に限る。）が、その船舶を運航する場合は、この限りでない。

一〇三（略）

2 前項の政令で定める港又は水域のうち政令で定めるものについては、同項各号に掲げる船舶の範囲内において、当該港又は当該水域における自然的条件、船舶交通の状況、水先業務の態勢その他の事情を考慮して、政令で、同項本文の水先人を乗り込ませなければならない船舶を別に定めることができる。この場合において、同項本文の規定は、当該港又は当該水域においては、当該政令で定める船舶以外の船舶については、適用しない。

条の定めるところにより当該船舶について水先をすることができ、水先人を乗り込ませなければならない。

(水先の制限)

第三十七条 第四条の定めるところにより水先をすることができない水先人でない者は、水先をしてはならない。

2 (略)

第三十八条 船長は、第四条の定めるところにより水先をすることができない水先人でない者に水先をさせてはならない。

(水先業務用施設の確保)

第三十九条 (略)

(水先)

第四十条 水先人は、船長から水先人を求める旨の通報を受けたときは、正当な事由がある場合のほか、その求めに応じ、その船舶に赴かなければならない。

第四十一条 船長は、水先人が船舶に赴いたときは、正当な事由がある場合のほか、水先人に水先をさせなければならない。

2 (略)

第四十二条 水先人は、船舶に赴いた場合において水先を求められたとき

(水先の制限)

第十四条 水先人でない者は、水先をしてはならない。

2 (略)

第十五条 船長は、水先人でない者に水先をさせてはならない。

(水先業務用施設の確保)

第十五条の二 (略)

(水先)

第十六条 水先人は、船長から水先人を求める旨の通報を受けたときは、正当な事由がある場合の外、その求めに応じ、その船舶におもむかなければならない。

第十七条 船長は、水先人が船舶におもむいたときは、正当な事由がある場合の外、水先人に水先をさせなければならない。

2 (略)

第十八条 水先人は、船舶におもむいた場合において水先を求められたとき

は、正当な事由がある場合のほか、その求めに応じ、かつ、誠実に水先をしなければならぬ。

(乗下船の安定措置)

第四十三条 (略)

(水先人の連行)

第四十四条 船長は、正当な事由がある場合のほか、水先人を水先区外に伴つてはならない。

(水先修業生の帯同)

第四十五条 (略)

2 (略)

(水先料)

第四十六条 (略)

2 水先人は、水先料の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

3 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

4 水先人は、第二項の認可を受けた水先料の上限の範囲内で水先料を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。これを變更しようとするときも、同様とする。

きは、正当な事由がある場合の外、その求めに応じ、且つ、誠実に水先をしなければならぬ。

(乗下船の安定措置)

第十九条 (略)

(水先人の連行)

第二十条 船長は、正当な事由がある場合の外、水先人を水先区外に伴つてはならない。

(水先修業生の帯同)

第二十一条 (略)

2 (略)

(水先料)

第二十二条 (略)

2 水先料は、船舶の総トン数及びきつ水を標準として水先区ごとに国土交通省令で定める額によらなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の水先料が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該水先人に対し、期限を定めてその水先料を変更すべきことを命ずることができる。

一 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

二 他の水先人との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

6 水先人は、第四項の規定により届け出た水先料をその事務所において利用者に見やすいように掲示しておかなければならない。

(水先約款)

第四十七条 (略)

2・3 (略)

第四章 水先人会及び日本水先人会連合会

第一節 水先人会

(水先人会)

第四十八条 水先人は、水先区ごとに、一個の水先人会を設立しなければならない。

2 水先人会は、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所（会員のする水先の引受けに関する事務を統合して行うための事務所をいう。以下同じ。）の設置及び運営、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的と

(水先約款)

第二十二條の二 (略)

2・3 (略)

(水先人会)

第二十二條の三 水先区を同一にする水先人は、当該水先区について一個の水先人会を設立しなければならない。

2 水先人会は、水先業務の円滑な遂行に資するため、合同事務所（会員のする水先の引受けに関する事務を統合して行うための事務所をいう。以下同じ。）の設置及び運営、水先人の養成並びに会員の指導及び連絡に関する事務を行なうことを目的とする。

する。

3 水先人会は、法人とする。

4 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、水先人会について準用する。

（水先人会の会則）

第四十九条 水先人は、水先人会を設立しようとするときは、会則を定め、その会則について国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 水先人会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 （略）

二 役員に関する規定

三 三六 （略）

七 水先人の品位保持に関する規定

八 資産及び会計に関する規定

九 会費に関する規定

十 （略）

3 水先人会は、その会則を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、水先会の事務所の所在地その他の国土交通省令で定める事項に係る会則の変更については、この限りでない。

（水先人会の登記）

第五十条 水先人会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

（水先人会の会則）

第二十二條の四 水先区を同一にする水先人は、水先人会を設立しようとするときは、会則を定め、その会則について国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 水先人会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 （略）

二 会の代表者その他役員に関する規定

三 三六 （略）

七 会計に関する規定

八 （略）

3 水先人会は、その会則を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

らない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(水先人会の役員)

第五十一条 水先人会に、会長、副会長及び会則で定めるその他の役員を置く。

2 会長は、水先人会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

(入会)

第五十二条 水先人は、その免許に係る水先区に設立されている水先人会に入会しなければならない。

(会則遵守の義務)

第五十三条 (略)

(財務諸表等)

第五十四条 水先人会は、毎事業年度経過後三月以内に、財務諸表等を作成し、事務所に備えて置き、国土交通省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第二節 日本水先人会連合会

(入会)

第二十二条の五 水先人会が設立されている水先区について水先人の免許を受けた水先人は、当該水先人会に入会しなければならない。

(会則遵守の義務)

第二十二条の六 (略)

(日本水先人会連合会)

第五十五条 全国の水先人会は、日本水先人会連合会を設立しなければならない。

2 日本水先人会連合会は、水先人会の会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、水先人会及びその会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。

3 日本水先人会連合会は、法人とする。

4 水先人会は、当然、日本水先人会連合会の会員となる。

(日本水先人会連合会の会則)

第五十六条 水先人会は、日本水先人会連合会を設立しようとするときは、会則を定め、その会則について国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 日本水先人会連合会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第四十九条第二項第一号から第四号まで及び第七号から第九号までに掲げる事項

二 水先人の確保に関する規定

三 水先人会の会員の研修に関する規定

四 その他重要な会務に関する規定

(会則遵守の義務)

第五十七条 水先人及び水先人会は、日本水先人会連合会の会則を守らな

ければならない。

(水先人会に関する規定の準用)

第五十八条 第四十八条第四項、第四十九条第三項、第五十条、第五十一条及び第五十四条の規定は、日本水先人会連合会について準用する。

第五章 監督

(免許の取消し等)

第五十九条 国土交通大臣は、水先人が次の各号のいずれかに該当するときは、水先人の免許を取り消し、二年以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告することができる。ただし、これらの事由によつて発生した海難について海難審判庁が審判を開始したときは、この限りでない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。

第四章 監督

(免許の取消等)

第二十三条 水先人がその業務を行うに当り、怠慢であつたとき、技能が拙劣であつたとき、非行があつたとき又はこの法律若しくはこれに基づく処分に違反したときは、国土交通大臣は、水先人の免許を取り消し、若しくは業務の停止を命じ、又は水先人を戒告することができる。但し、これらの事由によつて海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）による海難が発生したときは、この限りでない。

二 水先人としての業務を行うに当たり、海上衝突予防法（昭和五十二年法律第六十二号）その他の他の法令の規定に違反したとき。

三 水先人がその業務を行うに当たり、怠慢であつたとき、技能が拙劣であつたとき又は非行があつたとき。

第六十条 国土交通大臣は、二年間に三回以上水先人の業務の停止の処分を受けた者又は正当な理由がないのに第十三条の規定による国土交通大臣の行う身体検査を受けない者に対し、水先人の免許を取り消すことができる。

2 国土交通大臣は、第十三条の規定により行う身体検査の結果、水先人が心身の障害により水先業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものになつたと認めるときは、水先人の免許を取り消し、又は二年以内の期間を定めて業務の停止を命ずることができる。

（業務改善の命令）

第六十一条 国土交通大臣は、水先人がその業務を行うに当たり利用者の利便を阻害している事実があると認めるときは、当該水先人に対し、水先業務用施設の改善その他水先業務の円滑な遂行を確保するため必要な事項を命ずることができる。

（交通政策審議会への諮問等）

第六十二条 （略）

2～4 （略）

第二十四条 国土交通大臣は、二年間に三回以上水先人の業務の停止の処分を受けた者又は正当な理由がないのに第十条の規定による国土交通大臣の行う身体検査を受けない者に対し、水先人の免許を取り消すことができる。

2 国土交通大臣は、第十条の規定により行う身体検査の結果、水先人が精神又は身体に欠陥があつて業務を行うのに不適當であると認めるときは、水先人の免許を取り消し、又は業務の停止を命ずることができる。

（業務改善の命令）

第二十四条の二 国土交通大臣は、水先人がその業務を行なうに当たり利用者の利便を阻害している事実があると認めるときは、当該水先人に対し、水先業務用施設の改善その他水先業務の円滑な遂行を確保するため必要な事項を命ずることができる。

（交通政策審議会への諮問等）

第二十四条の三 （略）

2～4 （略）

(行政手続法の適用除外)

第六十三条 第五十九条から第六十一条までの規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(水先人会又は日本水先人会連合会に対する勧告)

第六十四条 国土交通大臣は、水先人会又は日本水先人会連合会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、水先人会又は日本水先人会連合会に対し、その行う業務について勧告することができる。

(届出)

第六十五条 水先人は、その業務を行うに当たり水先をすべき船舶について海難審判法(昭和二十二年法律第三百三十五号)による海難が発生したときは、遅滞なく、その旨を最寄りの地方運輸局、運輸監理部、運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所(以下「地方運輸局等」という。)に届け出なければならない。

第六十六条 (略)

一〇三 (略)

第六十七条 船長は、水先人に第五十九条第一号又は第二号に掲げる事由があることを知つたときは、遅滞なく、その旨を最寄りの地方運輸局等に届け出なければならない。

(行政手続法の適用除外)

第二十四条の四 第二十三条から第二十四条の二までの規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(水先人会に対する勧告)

第二十五条 国土交通大臣は、水先人会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、水先人会に対し、その行なう業務について勧告することができる。

(届出)

第二十六条 水先人は、その業務を行うに当たり水先をすべき船舶について海難審判法による海難が発生したときは、遅滞なく、その旨を最寄りの地方運輸局、運輸監理部、運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所(以下「地方運輸局等」という。)に届け出なければならない。

第二十七条 (略)

一〇三 (略)

第二十八条 船長は、水先人に第二十三条に規定する事由があることを知つたときは、遅滞なく、その旨を最寄りの地方運輸局等に届け出なければならない。

(国土交通大臣に対する報告義務)

第六十八条 水先人会は、所属の会員が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反すると思料するときは、その旨を、国土交通大臣に報告しなければならない。

(報告及び検査)

第六十九条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、水先人、水先人会若しくは日本水先人会連合会に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に水先人、水先人会若しくは日本水先人会連合会の事務所その他の事業場若しくは水先船に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2| 第二十六条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第六章 雑則

(関係者の責務)

第七十条 水先人、水先人会、船長、船舶所有者その他の関係者は、水先

(報告及び検査)

第二十九条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、水先人若しくは水先会に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に水先人若しくは水先会の事務所その他の事業場若しくは水先船に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2| 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3| 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(職権の委任)

第三十条 この法律の規定により国土交通大臣の職権に属する事項は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に行なわせることができる。

人の養成及び確保に関し必要な措置を講ずることにより、水先人の養成を行う者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。

(手数料)

第七十一条 水先人の養成若しくは水先免許更新講習（国土交通大臣が行うものに限る。）を受ける者、水先人試験若しくは第十条第四項（第十条において準用する場合を含む。）の試験を受ける者、水先人の免許の有効期間の更新を申請する者又は第十三条第一項若しくは第二項の身体検査を受ける者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

(職権の委任)

第七十二条 この法律の規定により国土交通大臣の職権に属する事項は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に行わせることができる。

(国土交通省令への委任)

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、国土交通省令で定める。

(経過措置)

第七十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合において、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）

）を定めることができる。

第七章 罰則

第七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十四条（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者
- 二 第三十五条第一項又は第三十六条第二項の規定に違反して、水先人を乗り込ませなかつた者
- 三 第三十七条又は第三十八条の規定に違反した者

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十六条第四項の規定による届出をしないで、又は届け出た水先料によらないで、水先料を受領した者
- 二 第四十六条第五項の規定による命令に違反して、水先料を受領した者
- 三 第四十六条第六項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
- 四 第四十七条第二項又は第六十一条の規定による命令に違反した者

第五章 罰則

第三十一条 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条の規定に違反して水先人を乗り込ませなかつた者
- 二 第十四条又は第十五条の規定に違反した者
- 三 第二十二条第二項の規定により国土交通省令で定める額によらないで水先料を支払い、又は受領した者

- 四 第二十二条の二第二項又は第二十四条の二の規定による命令に違反した者

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十七条第一項の規定による届出をしないで水先の引受けをした者
- 二 第四十七条第三項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
- 三 第六十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 四 第六十九条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十五条（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第三十二条 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条の規定に違反した者
- 二 第二十一条第一項の規定により水先人が水先修業生を伴った場合においてこれを拒んだ者又は同条第二項の規定に違反して水先修業生を伴った者
- 三 第二十二条の二第一項の規定による届出をしないで水先の引受けをした者
- 四 第二十二条の二第三項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
- 五 第二十六条から第二十八条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 六 第二十九条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第二十六条第一項（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第四十四条の規定に違反した者

五 第四十五条第一項の規定により水先人が水先修業生を伴った場合においてこれを拒んだ者又は同条第二項の規定に違反して水先修業生を伴った者

六 第六十六条又は第六十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第七十九条 水先人会又は日本水先人会連合会が第五十条第一項（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づく政令に違反して、登記をすることを怠つたときは、その水先人会又は日本水先人会連合会の代表者は、三十万円以下の過料に処する。

第八十条 第二十一条第一項（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十一条第二項各号（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第八十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第七十五条第一号、第七十六条

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第三十一条第三号の違反行為を

第一号若しくは第二号、第七十七条第四号又は第七十八条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

したときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同条の刑を科する。

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 民間において行われる高度船舶技術に関する試験研究に必要な資金（以下「試験研究資金」という。）又は高度船舶技術を用いた船舶等の製造、保守若しくは修理に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。</p> <p>十・十一 （略）</p> <p>十二～十五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（試験研究実施者等の納付金）</p> <p>第十五条 機構は、通則法第二十八条第一項に規定する業務方法書（以下「業務方法書」という。）で定めるところにより、第十二条第一項第九号の助成金の交付を受けて高度船舶技術に関する試験研究若しくは高度船舶技術を用いた船舶等の製造を行った者又はその承継人（以下この条</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 民間において行われる高度船舶技術に関する試験研究に必要な資金（以下この項において「試験研究資金」という。）に充てるための助成金を交付すること。</p> <p>十・十一 （略）</p> <p>十二 政府以外の者の委託を受けて、高度船舶技術に関する試験研究を行うこと。</p> <p>十三～十六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（試験研究実施者等の納付金）</p> <p>第十五条 機構は、通則法第二十八条第一項に規定する業務方法書（以下「業務方法書」という。）で定めるところにより、第十二条第一項第九号の助成金の交付を受けて高度船舶技術に関する試験研究を行った者又はその承継人（以下この条において「試験研究実施者等」という。）か</p>

において「試験研究実施者等」という。）から、当該高度船舶技術の利用により試験研究実施者等が得た収入又は利益の一部を同号に掲げる業務に要する経費に充てるための納付金として徴収することができる。

(区分経理等)

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 (略)

二 第十二条第一項第七号から第十三号までの業務及びこれらに附帯する業務

三 第十二条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務

四 (略)

2 機構は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる業務に関する事業に要する費用に充てる資金として国から交付を受けた補助金等については、同項第四号に掲げる業務に係る勘定（以下「助成勘定」という。）に繰り入れ、当該補助金等の全部に相当する金額を、遅滞なく、同項第一号に掲げる業務に係る勘定（以下「建設勘定」という。）に繰り入れるものとする。

3 3 6 (略)

(利益及び損失の処理の特例等)

第十八条 機構は、前条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に係る勘定

ら、当該高度船舶技術の利用により試験研究実施者等が得た収入又は利益の一部を同号に掲げる業務に要する経費に充てるための納付金として徴収することができる。

(区分経理等)

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 (略)

二 第十二条第一項第七号及び第八号の業務並びにこれらに附帯する業務

三 第十二条第一項第九号から第十四号までの業務及びこれらに附帯する業務

四 第十二条第一項第十五号の業務及びこれに附帯する業務

五 (略)

2 機構は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる業務に関する事業に要する費用に充てる資金として国から交付を受けた補助金等については、同項第五号に掲げる業務に係る勘定（以下「助成勘定」という。）に繰り入れ、当該補助金等の全部に相当する金額を、遅滞なく、同項第一号に掲げる業務に係る勘定（以下「建設勘定」という。）に繰り入れるものとする。

3 3 6 (略)

(利益及び損失の処理の特例等)

第十八条 機構は、前条第一項第三号から第五号までに掲げる業務に係る

において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び次項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条に規定する業務（前条第三項及び附則第三条第十三項に規定する繰入れを含む。）の財源に充てることができる。

257 (略)

（長期借入金及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券）

第十九条 機構は、次に掲げる業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券（以下「機構債券」という。）を発行することができる。

一 第十二条第一項第一号から第八号まで及び第十一号から第十三号までの業務並びにこれらに附帯する業務を行うために必要がある場合

二 (略)

257 (略)

（補助金）

第二十二条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、第十二条第一項第九号の業務（試験研究資金に充てるための助成金を交付する業務に

勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び次項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条に規定する業務（前条第三項及び附則第三条第十三項に規定する繰入れを含む。）の財源に充てることができる。

257 (略)

（長期借入金及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券）

第十九条 機構は、次に掲げる業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券（以下「機構債券」という。）を発行することができる。

一 第十二条第一項第一号から第八号まで及び第十一号から第十四号までの業務並びにこれらに附帯する業務を行うために必要がある場合

二 (略)

257 (略)

（補助金）

第二十二条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、第十二条第一項第九号の業務に要する経費の一部を補助することができる。

限る。)に要する経費の一部を補助することができる。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第二十四条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号。以下この条において「補助金等適正化法」という。)
。第四條、第十條第一項及び第二項、第十七條から第二十二條まで並びに第二十四條の二の規定は、第十二條第一項第九号の規定により機構が交付する助成金(試験研究資金に充てるための助成金に限る。)及び同條第二項第一号から第三号までの規定により機構が交付する補助金等について準用する。この場合において、補助金等適正化法第十條第一項及び第二項、第十七條第一項及び第二項、第十八條、第十九條第三項、第二十二條並びに第二十四條の二中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の理事長」と、補助金等適正化法第十九條第一項及び第二項中「国」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と読み替えるものとする。

附則

(業務の特例)

第十一條 (略)

2〜7 (略)

8 第一項、第二項及び第四項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第十七條第一項第二号中「及びこれらに附帯する

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第二十四条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号。以下この条において「補助金等適正化法」という。)
。第四條、第十條第一項及び第二項、第十七條から第二十二條まで並びに第二十四條の二の規定は、第十二條第一項第九号の規定により機構が交付する助成金及び同條第二項第一号から第三号までの規定により機構が交付する補助金等について準用する。この場合において、補助金等適正化法第十條第一項及び第二項、第十七條第一項及び第二項、第十八條、第十九條第三項、第二十條、第二十一條第一項、第二十二條並びに第二十四條の二中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の理事長」と、補助金等適正化法第十九條第一項及び第二項中「国」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と読み替えるものとする。

附則

(業務の特例)

第十一條 (略)

2〜7 (略)

8 第一項、第二項及び第四項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第十七條第一項第二号中「並びにこれらに附帯す

業務」とあるのは、「附則第十一条第一号及び第二号の業務並びに同条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、同項第三号中「これに附帯する業務」とあるのは「附則第十一条第一項第三号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、同項第四号中「業務」とあるのは「業務、附則第十一条第四号の業務及び同条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第二号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、同項第五号中「業務」とあるのは「業務、附則第十一条第一号から第三号までの業務並びに同条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、第二十二条中「第十二条第一項第九号の業務（試験研究資金に充てるための助成金を交付する業務に限る。）」とあるのは「第十二条第一項第九号の業務（試験研究資金に充てるための助成金を交付する業務に限る。）及び附則第十一条第二号の業務」と、第三十二条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条、附則第十一条第一項及び第二項並びに同条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第二号、第八号及び第九号」とする。

9・10 (略)

業務」とあるのは、「附則第十一条第一号の業務並びに同条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、同項第三号中「これらに附帯する業務」とあるのは「附則第十一条第二号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、同項第四号中「これに附帯する業務」とあるのは「附則第十一条第三号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、同項第五号中「業務」とあるのは「業務、附則第十一条第一項第四号の業務及び同条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第二号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、同項第五号中「業務」とあるのは「業務、附則第十一条第一号中「並びにこれらに附帯する業務」とあるのは「附則第十一条第一項第一号から第三号までの業務並びに同条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、第二十二条中「第十二条第一項第九号」とあるのは「第十二条第一項第九号及び附則第十一条第一項第二号」と、第三十二条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条、附則第十一条第一項及び第二項並びに同条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第二号、第八号及び第九号」とする。

9・10 (略)

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百二十四号）（抄）（附則第十七条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）<u>第三十五条及び第三十六条</u>の規定は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第五條第一項に規定するアメリカ合衆国によつて、アメリカ合衆国のために又はアメリカ合衆国の管理の下に、公の目的のために運航される船舶の船長及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第四條第一項に規定する国際連合の軍隊によつて、同軍隊のために又は同軍隊の管理の下に、同協定の目的を達成するために運航される船舶の船長には、適用しない。</p>	<p>水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）<u>第十三条</u>の規定は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第五條第一項に規定するアメリカ合衆国によつて、アメリカ合衆国のために又はアメリカ合衆国の管理の下に、公の目的のために運航される船舶の船長及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第四條第一項に規定する国際連合の軍隊によつて、同軍隊のために又は同軍隊の管理の下に、同協定の目的を達成するために運航される船舶の船長には、適用しない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（設置）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行うものとする。</p> <p>一～六の二（略）</p> <p>七 港湾整備事業で<u>特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）</u> <u>第三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した法人が施行するもの</u>に係る貸付け</p> <p>八～十（略）</p> <p>3 前二項の「<u>港湾整備事業</u>」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 <u>特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した法人が施行する外貿埠頭の建設又は改良の事業</u></p> <p>四～九（略）</p> <p>（港湾整備勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第四条 港湾整備勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつ</p>	<p>（設置）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行うものとする。</p> <p>一～六の二（略）</p> <p>七 港湾整備事業で<u>外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）</u> <u>第二条第一項の規定により運輸大臣が指定した法人が施行するもの</u>に係る貸付け</p> <p>八～十（略）</p> <p>3 前二項の「<u>港湾整備事業</u>」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 <u>外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第二条第一項の規定により運輸大臣が指定した法人が施行する外貿埠頭の建設又は改良の事業</u></p> <p>四～九（略）</p> <p>（港湾整備勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第四条 港湾整備勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつ</p>

てその歳入とする。

一 (略)

二 港湾法第四十三条の五第一項、同法第四十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三條の四第一項、同法第五十二条第二項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三条第二項において準用する同法第二条第一項又は沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第八十条第四項の規定による負担金で、直轄港湾整備事業に係るもの

三 四の二 (略)

五 特定外貿埠頭の管理運営に關する法律第六条第一項の規定による貸付金の償還金

六 九 (略)

2 港湾整備勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。

一 四の二 (略)

五 特定外貿埠頭の管理運営に關する法律第六条第一項の規定による貸付金

六 九 (略)

(一般会計からの繰入れ)

第七条 直轄港湾整備事業に關する費用で国庫が負担するもの、一般会計所属港湾関係工事に關する事務費、港湾整備事業で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金、広域臨海環境整備センター法第二十六

てその歳入とする。

一 (略)

二 港湾法第四十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、同法第五十二条第二項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三条第二項において準用する同法第二条第一項又は沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第八十条第四項の規定による負担金で、直轄港湾整備事業に係るもの

三 四の二 (略)

五 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に關する法律第六条の規定による貸付金の償還金

六 九 (略)

2 港湾整備勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。

一 四の二 (略)

五 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に關する法律第六条の規定による貸付金

六 九 (略)

(一般会計からの繰入れ)

第七条 直轄港湾整備事業に關する費用で国庫が負担するもの、一般会計所属港湾関係工事に關する事務費、港湾整備事業で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金、広域臨海環境整備センター法第二十六

条第一項の規定により広域臨海環境整備センターに対し交付する補助金並びに港湾法第五十五条の七第一項及び第五十五条の八第一項、特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項、民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項並びに民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金の額に相当する金額は、毎会計年度、一般会計から港湾整備勘定に繰り入れられるものとする。

2・3 (略)

附則

18 当分の間、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)附則第五条に規定する貸付金の償還金は、第四条第一項の港湾整備勘定の歳入とする。

条第一項の規定により広域臨海環境整備センターに対し交付する補助金並びに港湾法第五十五条の七第一項及び第五十五条の八第一項、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第六条、民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項並びに民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金の額に相当する金額は、毎会計年度、一般会計から港湾整備勘定に繰り入れられるものとする。

2・3 (略)

附則

18 当分の間、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第二条第三項の規定による貸付金の償還金は、第四条第一項の港湾整備勘定の歳入とする。

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十八条、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>一〇三十一（略）</p> <p>三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明</p> <p>（注）社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十一の三第一項（紛争解決手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなす。</p> <p>（一）二十六（略）</p> <p>二十七 水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）による水先人名簿にする登録</p> <p>イ 水先法第九條第一項（登録及び水先免状）の水先人で次に掲げるものの新規登録</p> <p>(1) 一級水先人の登録</p>	<p>課税標準</p> <p>税 率</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十八条、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>一〇三十一（略）</p> <p>三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明</p> <p>（注）社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十一の三第一項（紛争解決手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなす。</p> <p>（一）二十六（略）</p> <p>二十七 水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）による水先人名簿にする登録</p> <p>イ 水先法第七條第一項（登録及び水先免状）の水先人の登録</p>	<p>課税標準</p> <p>税 率</p>

百三十七～百五十八 (略)	<p>百三十六の二 水先人に係る登録水先人養成施設又は水先免許更新講習の登録</p> <p>(一) 水先法第五条第一項第二号(登録水先人養成施設の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p> <p>(二) 水先法第十条第三項(水先免許更新講習の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	<p>登録件数</p> <p>登録件数</p>	<p>一件につき</p> <p>一件につき</p>	<p>き九万円</p> <p>き九万円</p>	<p>百二十八～百三十六 (略)</p>	<p>百二十七の二 港湾の技術基準対象施設に係る登録確認機関の登録</p> <p>港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第五十六条の二の二第二項(登録確認機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	<p>登録件数</p> <p>登録件数</p>	<p>一件につき</p> <p>一件につき</p>	<p>き九万円</p> <p>き九万円</p>	百三十七～百五十八 (略)		<p>三十三～百二十七 (略)</p>	<p>二十八～三十五 (略)</p>	<p>登録事項の変更の登録</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき</p>	<p>き千円</p>

別表第二 非課税法人の表（第四条、第五条関係）

名称	港務局	（略）
根拠法	港湾法	（略）

別表第二 非課税法人の表（第四条、第五条関係）

名称	港務局	（略）
根拠法	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）	（略）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 船員 船舶に乗り組んでその運航に従事する者をいい、水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）<u>第二条第二項</u>に規定する水先人を含むものとする。</p> <p>九〜十三 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 船員 船舶に乗り組んでその運航に従事する者をいい、水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）<u>第一条の二第二項</u>に規定する水先人を含むものとする。</p> <p>九〜十三 （略）</p>

○ 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）（抄）（附則第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定用途港湾施設の災害復旧事業に対する補助）</p> <p>第七十一条 国は、予算の範囲内において、港湾法第五十五条の七第一項の規定により神戸港における特定用途港湾施設の建設又は改良に係る資金につき港湾管理者から貸付けを受けた者に対し、当該貸付けに係る特定用途港湾施設のうち政令で定める施設であつて阪神・淡路大震災により被害を受けたものの災害復旧事業（災害にかかった施設を原形に復旧</p>	<p>（外貿埠頭等の災害復旧事業に対する補助）</p> <p>第七十一条 国は、予算の範囲内において、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号。次条第一項及び第七十三条において「承継法」という。）第二条第一項の規定により神戸港につき運輸大臣が指定した法人（次条第一項及び第七十三条において「神戸港指定法人」という。）に対し、当該法人が管理する外貿埠頭のうち政令で定める施設であつて阪神・淡路大震災により被害を受けたものの災害復旧事業（災害にかかった施設を原形に復旧すること（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。）を目的とする事業及び災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代わるべき必要な施設をすることを目的とする事業をいう。次項及び次条において同じ。）に要する費用の一部を補助することができる。</p> <p>2 国は、予算の範囲内において、港湾法第五十五条の七第一項の規定により神戸港における特定用途港湾施設の建設又は改良に係る資金につき港湾管理者から貸付けを受けた者に対し、当該貸付けに係る特定用途港湾施設のうち政令で定める施設であつて阪神・淡路大震災により被害を受けたものの災害復旧事業に要する費用の一部を補助することができる</p>

すること（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。）を目的とする事業及び災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代わるべき必要な施設をすることを目的とする事業をいう。次条において同じ。）に要する費用の一部を補助することができる。

（特定用途港湾施設の災害復旧事業に係る資金の貸付け）

第七十二条 前条に規定する貸付けを受けた者が管理する当該貸付けに係る特定用途港湾施設（同条の政令で定める施設を除く。）であつて阪神・淡路大震災により被害を受けたものの災害復旧事業に要する費用については、当該費用を特定用途港湾施設の建設又は改良に要する費用とみなして、港湾法第五十五条の七第一項及び第三項から第五項までの規定を適用する。

第七十三条 削除

（外貿埠頭等の災害復旧事業に係る資金の貸付け）

第七十二条 神戸港指定法人が管理する外貿埠頭（前条第一項の政令で定める施設を除く。）であつて阪神・淡路大震災により被害を受けたものの災害復旧事業に要する費用については、当該費用を外貿埠頭の建設又は改良に要する費用とみなして、承継法第六条の規定を適用する。この場合において、同条中「前条第一項の認可を受けた整備計画に基づき、又は旧公団法第三十二条第一項の規定により公団が認可を受けた工事実施計画に従つて行う外貿埠頭」とあるのは、「外貿埠頭」とする。

2 前条第二項に規定する貸付けを受けた者が管理する当該貸付けに係る特定用途港湾施設（同項の政令で定める施設を除く。）であつて阪神・淡路大震災により被害を受けたものの災害復旧事業に要する費用については、当該費用を特定用途港湾施設の建設又は改良に要する費用とみなして、港湾法第五十五条の七第一項及び第三項から第五項までの規定を適用する。

（外貿埠頭の建設等に係る貸付金の償還期限の延長）

第七十三条 国は、承継法第六条の規定による貸付金であつて、神戸港指

定法人が阪神・淡路大震災を受ける以前に貸付けを受けたものについては、担保の提供をさせず、かつ、利息を付さないで償還期限を延長することができる。

○ 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）（抄）（附則第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）</p> <p>第二条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条に次の一項を加える。</p> <p>2 機構は、前項に規定するもののほか、外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）に基づき、不当廉価建造契約に関する調査等の業務を行うことを目的とする。</p> <p>第十二条第一項及び第二項中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。</p> <p>3 機構は、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（次号において「不当廉価建造契約防止法」という。）第四条第一項の規定による調査を行うこと。</p> <p>二 外国船舶製造事業者（不当廉価建造契約防止法第二条第二項に規定する外国船舶製造事業者をいう。）が締結した建造契約に関する</p>	<p>附則</p> <p>（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）</p> <p>第二条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条に次の一項を加える。</p> <p>2 機構は、前項に規定するもののほか、外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）に基づき、不当廉価建造契約に関する調査等の業務を行うことを目的とする。</p> <p>第十二条第一項及び第二項中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。</p> <p>3 機構は、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（次号において「不当廉価建造契約防止法」という。）第四条第一項の規定による調査を行うこと。</p> <p>二 外国船舶製造事業者（不当廉価建造契約防止法第二条第二項に規定する外国船舶製造事業者をいう。）が締結した建造契約に関する</p>

情報その他の外国船舶製造事業者に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

第十七条第一項第一号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第二号中「これらに附帯する業務」を「これらに附帯する業務並びに同条第三項の業務」に改める。

附則第七条第二項中「第十二条第一項若しくは第三項の業務」を「第十二条第一項、第三項若しくは第四項の業務」に改める。

情報その他の外国船舶製造事業者に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

第十七条第一項第一号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第三号中「これらに附帯する業務」を「これらに附帯する業務並びに同条第三項の業務」に改める。

附則第七条第二項中「第十二条第一項若しくは第三項の業務」を「第十二条第一項、第三項若しくは第四項の業務」に改める。

改正案	現行
<p>第二十二條 削除</p>	<p>（公有水面埋立法の特例）</p> <p>第十一條の三 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における経済的社会的条件の変化に伴い当該構造改革特別区域内の港湾における公有水面の埋立てに係る公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第二項に規定する竣功認可の告示がされている埋立地（以下この条及び別表第一号において「特定埋立地」という。）の全部又は一部が現に相当期間にわたり同法第十一條若しくは第十三條の第二項の規定により告示された用途に供されておらず、又は将来にわたり当該用途に供される見込みがないと認められることからその有効かつ適切な利用を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定埋立地の全部について、同法第二十七條第一項中「十年間」とあるのは「五年間」と、同法第二十九條第一項中「十年内」とあるのは「五年内」とする。</p> <p>（港湾法等の特例）</p> <p>第二十二條 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の港湾（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二條第二項に規定する重要港湾に限る。以下この条において同じ。）において、特定埠頭（同一の</p>

- 者により一体的に運営される岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設をいう。以下この条において同じ。）の運営を行う事業で当該港湾の効率的な運営に特に資するものとして国土交通省令で定めるもの（以下この条及び別表第十二号において「特定埠頭運営効率化推進事業」という。）のうち、当該港湾の港湾管理者（同法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。以下この条において同じ。）が当該港湾の港湾計画（同法第三条の三第一項に規定する港湾計画をいう。）に適合することその他の国土交通省令で定める要件に該当するものと認められた者（以下この条において「事業者」という。）が実施するものを促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該港湾管理者は、国有財産法第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該事業者が実施する特定埠頭運営効率化推進事業の用に供するため、行政財産（国有財産法第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第三項に規定する行政財産をいう。）である特定埠頭を当該事業者に貸し付けることができる¹。
- 2| 前項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法第三条及び第四条の規定は、適用しない。
- 3| 国有財産法第二十一条、第二十三条及び第二十四条並びに地方自治法第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による貸付けについて準用する。
- 4| 第一項の規定により港湾管理者が同項に規定する行政財産である特定埠頭を事業者に貸し付ける場合における港湾法第四十六条第一項の規定

別表（第二条関係）

番号	事業の名称	関係条項
一 (略)		
一の二 (略)		第十一条の二
二 (略)		第十二条
三～十一 (略)		
十二 削除		第二十二条
十三～二十七 (略)		

別表（第二条関係）

番号	事業の名称	関係条項
一 (略)		
一の二 (略)		第十一条の二
一の三 縮小事業	特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業	第十一条の三
二 (略)		第十二条
三～十一 (略)		
十二 特定埠頭運営効率化推進事業		第二十二条
十三～二十七 (略)		

- の適用については、同項中「又は貸付を受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、且つ、その貸付が三年の期間内である場合」とあるのは、「貸付けを受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、かつ、その貸付けが三年の期間内である場合、又は構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定により認定（同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。）を受けた場合」とする。
- 5| 港湾管理者は、特定埠頭を貸し付ける者が第一項の国土交通省令で定める要件に該当するものと認めるに当たっては、国土交通省令で定めるところにより、公告、縦覧その他の当該貸付けが公正な手続に従って行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 6| 前項に定めるもののほか、特定埠頭の貸付けに関し必要な事項は、国土交通省令で定める。